

資料 1 - 2
第 1 回
淀川左岸線（2期）事業 に関する技術検討委員会

## 委員会設立趣意書、委員会規約（案）

平成 23 年 5 月 13 日

## 淀川左岸線（２期）事業に関する技術検討委員会

### 設立趣意書（案）

淀川左岸線（２期）は此花区高見から北区豊崎まで約 4.3km の区間の自動車専用道路であり、広域幹線道路ネットワークの形成や大阪市北部中心地域の交通混雑緩和などを目的に計画された路線である。

平成 8 年 3 月 15 日に都市計画決定され、旧阪神高速道路公団が平成 11 年 3 月 31 日に基本計画指示を受け、平成 11 年 12 月 24 日に工事実施計画書の認可を受けている。その後、平成 15 年度の道路四公団民営化の議論に伴う事業見直しの結果、平成 18 年度より大阪市の街路事業と阪神高速道路株式会社の有料道路事業の合併施行方式により事業を継続中である。

淀川左岸線（２期）については、昭和 60 年～62 年度にわたり「淀川左岸線と淀川の河川構造物に関する検討委員会」（委員長：土岐憲三京都大学防災研究所教授）にて検討され、その後、堤防の取り扱いの変更、道路構造物の変更、地震の影響、コスト縮減その他の要因等の課題に対し、平成 11 年～15 年度にかけて「淀川左岸線 2 期の建設に関する検討委員会」（委員長：大西有三京都大学大学院教授）が設置され、堤防の安全性などの技術的諸問題について検討されてきた。

今般、淀川左岸線（２期）に関して、道路線形を精査したことに伴い、河川堤防の治水機能を維持するための技術的な指標（堤防と道路構造物の一体構造物が堤防として要求される機能を満足すること、かつ現況堤防と同等以上の機能を有すること。また、施工に際して仮設構造物が堤防として要求される機能を確保すること等）を明確にし、安全性を検証することが必要となってきている。また、既往検討委員会の課題とされた施工方法、堤防耐震性能照査及びモニタリング手法等に対し、改めて技術的な検討を加えるため、本委員会を設立するものである。

## 淀川左岸線（２期）事業に関する技術検討委員会 規約（案）

### （名 称）

第１条 本会は、「淀川左岸線（２期）事業に関する技術検討委員会」（以下「委員会」という。）と称する。

### （目 的）

第２条 本委員会は、淀川左岸線（２期）事業の建設にあたり、道路構造物と堤防を一体とした場合の安全性、施工方法及び維持管理手法等について技術的な審議を行うことを目的とする。

### （検討事項）

第３条 本委員会は、第２条の目的を達成するため、次の事項を審議する。

- （１）道路構造物と堤防を一体構造とした場合の河川堤防としての安全性の照査方法等に関すること。
- （２）道路構造物と堤防を一体構造とした場合の施工方法に関すること。
- （３）道路構造物の建設および完成後の維持管理手法及びモニタリングに関すること。
- （４）その他、委員会の目的を遂行するために必要な事項に関すること。

### （委員の任命）

第４条 委員は学識経験のある者等から、近畿地方整備局長及び大阪市長が委嘱する。

### （会議）

第５条 本委員会には、委員長を置く。

- ２ 委員長は、議長として委員会の議事を整理する。
- ３ 委員長は、必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、会議に出席してその意見を述べる又は説明を行うことを求めることができる。
- ４ 委員会は原則として非公開で開催する。
- ５ 会議配付資料は、近畿地方整備局及び大阪市のホームページに公開することを原則とする。ただし、委員長の判断により非公開とすることができる。
- ６ 会議における議事要旨については、会議後速やかに作成し、あらかじめ委員長に確認の上、近畿地方整備局及び大阪市のホームページに公開するものとする。

### （事務局）

第６条 本委員会の事務局は、近畿地方整備局河川部、近畿地方整備局淀川河川事務所、大阪市建設局、阪神高速道路株式会社に置く。

- ２ 事務局は、会議の運営に関する事務その他の事務を処理する。

### （雑則）

第７条 この規約に定めるもののほか、会議の運営に関し必要な事項は、委員長が定める。

### （附則）

第８条 本規約は、平成２３年５月１３日より施行する。